

第3章 環境影響評価準備書の作成のための調査等の計画

3.1. 予測及び評価を行う環境要素

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目について、「環境影響評価指針」（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）に基づき、表3.1-1に示す告示及び省令等を参考にしながら、事業特性・地域特性を踏まえて予測・評価を行う項目を選定した。

環境影響評価項目の選定にあたって選定した項目は、表3.1-2に示すとおりである。

表3.1-1 環境影響評価項目の選定にあたって根拠・参考とした告示及び省令

根拠告示及び省令
<ul style="list-style-type: none">・「環境影響評価指針」（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）・「道路事業に係る環境影響評価の項目ならびに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）・「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第19号）

表3.1-2 環境影響評価の選定項目

環境影響要因		工事					存在	供用
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工物の除去	工事施工ヤード・工用道路等の設置	海底の掘削	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行
大気汚染	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	○	○					○
	粉じん等	○	○					
水質汚濁	水の濁り					○		
	水の汚れ							
	底質					○		
土壌汚染	土壌汚染							
騒音	騒音	○	○					○
振動	振動	○	○					○
低周波音	低周波音							○
地盤沈下	地盤沈下							
悪臭	悪臭							
その他の環境要素	日照障害						○	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○		○		
地形・地質	貴重な地形及び地質（宮水）			○			○	
植物	貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性				○		○	
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性				○	○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○	
文化財	文化財				○		○	
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場						○	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
地球温暖化	地球温暖化							
オゾン層破壊	オゾン層破壊							

注) 表中の○は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因により影響を受けるおそれがある項目を示す。

3.2. 現況調査を行う環境要素

表3.1-2に示した予測及び評価を行う環境要素のうち、現況調査を行う必要がある環境要素を表3.2-1に示すとおり選定した。なお、現況調査は原則として現地調査によるものとする。

表3.2-1 現況調査を行う必要がある環境要素の把握

環境影響要因		工事					存在	供用
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工物の除去	工事施工ヤード・工事用道路等の設置	海底の掘削	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行
大気汚染	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	●	●					●
	粉じん等	●	●					
水質汚濁	水の濁り					○		
	水の汚れ							
	底質					○		
土壌汚染	土壌汚染							
騒音	騒音	○	○				○	
振動	振動	○	○				○	
低周波音	低周波音						○	
地盤沈下	地盤沈下							
悪臭	悪臭							
その他の環境要素	日照阻害					○		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●		●		
地形・地質	貴重な地形及び地質（宮水）			○		○		
植物	貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性				○	○		
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性				○	○		
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
文化財	文化財				●	●		
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場					○		
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
地球温暖化	地球温暖化							
オゾン層破壊	オゾン層破壊							

注) 1. 「環境影響評価指針」（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）に則り作成

2. ○：現況調査（現地調査）を行う必要があると考えられる環境要素

●：現況調査（現地調査）を行う必要がないと考えられる環境要素

表3.1-2において予測及び評価を行うと整理した環境要素のうち、現況調査を行わないものの理由については、以下に示すとおりである。

①大気汚染

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に伴う大気汚染については、既存資料の収集・整理により予測及び評価に必要な情報を得るため、現況調査は行わない。

②廃棄物等

切土工事等又は既存の工作物の除去及び海底の掘削に伴い発生する廃棄物については、既存資料の収集・整理により予測及び評価に必要な情報を得るため、現況調査は行わない。

③文化財

文化財については、既存資料による情報収集・整理及び教育委員会等への聴取により必要な情報を得るため、現況調査は行わない。

3.3. 現況調査計画案及び予測計画案

環境影響評価を行う項目として選定した各項目に係る調査、予測及び評価の手法は、表 3.3-1に示すとおりである。

表3.3-1(1) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気汚染	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	工事（建設機械の稼働）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 大気質（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度）の状況 気象（風向、風速、日射量及び雲量）の状況 調査の基本的な手法 既存資料調査により行う。 調査地域 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 調査地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、調査地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算により行う。 予測地域 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、予測地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」（二酸化窒素）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（浮遊粒子状物質）と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。
		工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 調査の基本的な手法 調査地域 調査地点 調査期間等 最新のものを入手可能な時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算により行う。 予測地域 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、予測地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。 	
		供用（自動車の走行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 調査の基本的な手法 調査地域 調査地点 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算により行う。 予測地域 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、予測地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 また、住居の階層等高さを考慮する。 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とする。 	

表3.3-1(2) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気汚染	粉じん等	工事（建設機械の稼働）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象（風向及び風速）の状況 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査により行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を予測する。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
		工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 最新のものを入手可能な時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を予測する。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。 	

表3.3-1(3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
水質汚濁	水の濁り	工事（海底の掘削）	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質（浮遊物質質量及び塩分の濃度）の状況 ・水象（水温、流向、流速）の状況 ・海底の土砂（粒度分布）の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の状況及び水象の状況 <p>「水質汚濁に係る環境基準について」、「水質調査方法」及び「海洋観測指針」等に示される方法を参考として行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海底の土砂の状況 <p>日本工業規格A1204に規定される測定方法により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>公共用水域において、海底の掘削を予定している水域及びその周辺水域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地域において水質の状況、水象の状況及び海底の土砂の状況を適切に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>水質の状況、水象の状況及び海底の状況を適切に把握できる期間及び頻度とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>数値シミュレーションにより当該海域の流況を再現し、海底の掘削により発生する浮遊物質質量の濃度及びその拡散範囲を予測することにより行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>公共用水域において、海底の掘削を予定している水域及びその周辺水域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>海底の掘削に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>海底の掘削に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とし、原則として発生負荷量が最大となる時期とする。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>海底の掘削に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>
		底質	工事（海底の掘削）	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底質（有害物質の含有量及び溶出量）の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底質の状況 <p>「底質調査方法」等を参考として行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>公共用水域において、汚染底質が存在するおそれがある海底の掘削を予定している地域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地域において底質の状況を適切に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>底質の状況を適切に把握できる期間及び頻度とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>都市計画対象道路事業の実施により底質汚染の影響が生じる行為・要因を明らかにすることによる定性的な予測により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>公共用水域において、汚染底質が存在するおそれがある海底の掘削を予定している地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>汚染底質の掘削に係る底質汚染の影響を適切に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>工事の実施による汚染底質の掘削に係る環境影響が最大となる時期とし、原則として汚染底質の掘削等を行う時期とする。</p>

表3.3-1(4) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	騒音	工事（建設機械の稼働）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 地表面の状況 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に規定される測定方法により行う。</p> 地表面の状況 <p>現地踏査による目視で行う。</p> 調査地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算により行う。</p> 予測地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 また、住居の階層等高さを考慮する。</p> 予測対象時期等 <p>工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> 基準又は目標との整合性の検討 <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>
		工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 <p>「騒音に係る環境基準について」に規定される測定方法により行う。</p> 沿道の状況 <p>現地踏査による目視で行う。</p> 調査地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算により行う。</p> 予測地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 また、住居の階層等高さを考慮する。</p> 予測対象時期等 <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大になると予想される時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> 基準又は目標との整合性の検討 <p>「騒音に係る環境基準について」と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>

表3.3-1(5) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	騒音	供用（自動車の走行）	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・都市計画対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」に規定される測定方法により行う。 ・沿道の状況 現地踏査による目視で行う。 <p>3. 調査地域</p> <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 また、住居の階層等高さを考慮する。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p>	<p>1. 回避・低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音に係る環境基準について」と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>

表3.3-1(6) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
振動	振動	工事（建設機械の稼働）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 地盤（地盤種別）の状況 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。 地盤の状況 <ul style="list-style-type: none"> 表層地質及び周辺地形状況について、現地踏査による目視で行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 事例の引用又は解析により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 基準又は目標との整合性の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「振動規制法施行規則」による特定建設作業の規制に関する基準及び「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。
		工事（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 地盤（地盤種別）の状況 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。 振動の状況 <ul style="list-style-type: none"> 「振動規制法施行規則」別表第二備考4及び7に規定される測定方法により行う。 地盤の状況 <ul style="list-style-type: none"> 表層地質及び周辺地形状況について、現地踏査による目視で行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大になると予想される時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 基準又は目標との整合性の検討 <ul style="list-style-type: none"> 「振動規制法施行規則」による道路交通振動の限度と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。

表3.3-1(7) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
振動	振動	供用（自動車の走行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 地盤（地盤種別及び地盤卓越振動数）の状況 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 <p>「振動規制法施行規則」別表第二備考4及び7に規定される測定方法により行う。</p> 地盤の状況 <p>地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより求める。</p> 調査地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 調査地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> 調査期間等 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により行う。</p> 予測地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 予測地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> 予測対象時期等 <p>計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p> 基準又は目標との整合性の検討 <p>「振動規制法施行規則」による道路交通振動の限度と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。</p>
低周波音	低周波音	供用（自動車の走行）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 低周波音の状況 住居等の位置 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 低周波音の状況 <p>「低周波音の測定に関するマニュアル」等に示される方法を参考として行う。</p> 調査地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 調査地点 <p>低周波音の伝搬の特性を踏まえて、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> 調査期間等 <p>低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>既存調査結果より導かれた予測式を用いた計算により行う。</p> 予測地域 <p>影響を受けるおそれがあると認められる地域において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。</p> 予測地点 <p>住居等の位置を考慮して設定する予測断面において、住居等の位置の地上1.2mを基本とし、住居の階層等高さを考慮する。</p> 予測対象時期等 <p>計画交通量の発生が見込まれる時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>

表3.3-1(8) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
その他の環境要素	日照障害	存在（道路（嵩上式）の存在）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 土地利用の状況 地形の状況 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び当該情報の整理により行う。</p> 調査地域 <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> 調査期間等 <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより行う。</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> 予測地点 <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて、予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> 予測対象時期等 <p>道路（嵩上式）の設置が完了する時期の冬至日とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>道路の存在に係る日照障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事（切土工等又は既存の工作物の除去、海底の掘削）	<p>予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性並びに地歴の情報の把握により調査する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測することにより行う。</p> <p>さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用の方策を検討する。</p> 予測地域 <p>都市計画対象道路事業実施区域を基本とする。</p> 予測対象時期等 <p>工事期間とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>工事の実施に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>
地形・地質	貴重な地形及び地質（宮水）	<p>工事（切土工等又は既存の工作物の除去）</p> <p>存在（道路（嵩上式）の存在）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 地下水位及び水質等の状況 調査の基本的な手法 <p>既存資料調査及び現地調査により行う。</p> <p>現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位及び水質等の状況 <p>地下水位・水質観測、地質調査、水理試験、土質試験により行う。</p> 調査地域 <p>地下水位及び水質の変動の影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> 調査地点 <p>地下水位及び水質等の状況を適切に把握できる地点とする。</p> 調査期間等 <p>地下水位及び水質等の状況を適切に把握することができる期間及び頻度とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>理論モデルによる計算あるいは数値シミュレーション等により地下水位及び水質へ与える影響を予測することにより行う。</p> 予測地域 <p>地下水位及び水質の変動の影響を受けるおそれがあると認められる地域及びその周辺地域とする。</p> 予測地点 <p>地質の状況、土地利用の状況等から、予測地域の地下水の変動による宮水への影響を的確に把握できる地点とする。</p> 予測対象時期等 <p>工事中及び道路（嵩上式）の設置完了後、地下水への環境影響が最大となる時期とする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <p>工事の実施及び道路の存在に係る地形・地質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>

表3.3-1(9) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
植物	貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性	<p>工事(工事施工ヤード・工事用道路等の設置)</p> <p>存在(道路(嵩上式)の存在)</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物相及び植生の状況 貴重な種及び群落の状況 侵略的外来種の分布及び生育状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物相の状況 直接観察及び採取により行う。 植生の状況 植生調査により行う。 <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて、調査地域における貴重な種及び群落に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査地域に生育する植物及び植物群落の状況を確認しやすい時期とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>貴重な種及び群落並びに侵略的外来種(侵入・定着・拡散リスク)について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて、貴重な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>事業特性及び貴重な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とする。</p>	<p>1. 回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施及び道路の存在に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>

表3.3-1(10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性	工事（工事施工ヤード・工事用道路等の設置、海底の掘削）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 動物相の状況 貴重な種等の状況 侵略的外来種の分布及び生息状況 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 現地調査の調査方法は、以下のとおりである。 哺乳類：フィールドサイン法等により行う。 鳥類：直接観察、ラインセンサス法及び定点観察法等により行う。 爬虫類・両生類：直接観察により行う。 魚類：直接観察及び漁網等による採取により行う。 昆虫類・クモ類：直接観察及び採取により行う。 底生動物：直接観察及び採取により行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とする。 行動圏の広い貴重な種については、必要に応じ適宜拡大する。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえて、調査地域における貴重な種に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域に生息する動物を確認しやすい時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 貴重な種及び侵略的外来種（侵入・定着・拡散リスク）について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて、貴重な種に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 事業特性及び貴重な種の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施及び道路の存在に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
		存在（道路（嵩上式）の存在）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況） 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 また、「動物」・「植物」の現地調査結果の解析を行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とする。 行動圏の広い貴重な種については、必要に応じ適宜拡大する。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 「動物」及び「植物」と同様とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 注目種について、分布、生育環境又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 事業特性及び注目種等の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施及び道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事（工事施工ヤード・工事用道路等の設置、海底の掘削）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況） 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 また、「動物」・「植物」の現地調査結果の解析を行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とする。 行動圏の広い貴重な種については、必要に応じ適宜拡大する。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 「動物」及び「植物」と同様とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 注目種について、分布、生育環境又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 事業特性及び注目種等の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施及び道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。
		存在（道路（嵩上式）の存在）	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況） 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査により行う。 また、「動物」・「植物」の現地調査結果の解析を行う。 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とする。 行動圏の広い貴重な種については、必要に応じ適宜拡大する。 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 「動物」及び「植物」と同様とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 注目種について、分布、生育環境又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 事業特性及び注目種等の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避・低減に係る評価 <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施及び道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

表3.3-1(11) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
文化財	文化財	<p>工事（工事施工ヤード・工事用道路等の設置）</p> <p>存在（道路（嵩上式）の存在）</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査により行う。</p> <p>必要に応じて教育委員会等関係機関への聞き取りを行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査期間等</p> <p>最新のものを入手可能な時期とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>文化財について、分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、文化財等の特性を踏まえて、文化財等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>文化財等の特性を踏まえ、文化財等への影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>1. 回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施及び道路の存在に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場	存在（道路（嵩上式）の存在）	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合い活動の場の概況 ・主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲を考慮して、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて、調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性、主要な人と自然との触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況等（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>1. 回避・低減に係る評価</p> <p>道路の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>

表3.3-1(12) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		環境影響要因	手法		
大項目	小項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	景観	存在（道路（嵩上式）の存在）	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点の状況 ・ 景観資源の状況 ・ 主要な眺望景観の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>都市計画対象道路が認知される限界距離を考慮して、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>主要な眺望点の利用状況（利用時期、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についてのフォトモンタージュ法により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>1. 回避・低減に係る評価</p> <p>道路の存在に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。</p>

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第342号)」

注) 本書に掲載した地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。